

一般社団法人日本クリニカルパス学会 細則

第1章 評議員

(趣 旨)

第1条 定款第13条第2に定める規定はこの細則に準ずるものとする。

(評議員数と構成)

第2条 評議員数は個人会員数のおよそ10%とする。構成は地域別および職種別個人会員数の比例配分とし、その何れの条件をも満たすように定めることが望ましい。

2 原則として各都道府県から1名以上選出するよう努める。

(地域別)

第3条 地域別の評議員数については、全国を、別記のとおり、北海道・東北、関東、東京、北陸・東海、近畿、四国・中国、九州・沖縄の7ブロックに分け、原則として、ブロックごとの個人会員数に応じた比例配分とすることが望ましい。

(職種別)

第4条 職種別は、医師、看護職、メディカルスタッフ、その他の4分野とする。

(評議員候補者の選任)

第5条 評議員候補者は、理事または評議員、計2名の推薦を必要とし、総務委員会において選考し、理事長が理事会の議を経て評議員として選任する。

(評議員の任期)

第6条 定款第13条第5に定める規定に準ずるものとする。

2 増員又は補欠で就任した評議員の任期は、現評議員の任期と同一とする。

(評議員資格)

第7条 定款第13条第3に定める規定に準ずるものとする。

(資格喪失)

第8条 評議員会に連続して3回、理由なくして欠席した者は資格を失う。

都道府県のブロック区分

北海道・東北ブロック	北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
関東ブロック	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・山梨
東京ブロック	東京
北陸・東海ブロック	新潟・長野・富山・石川・福井・静岡・岐阜・愛知
近畿ブロック	三重・滋賀・京都・兵庫・奈良・和歌山・大阪
四国・中国ブロック	鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知
九州・沖縄ブロック	福岡・佐賀・長崎・大分・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄

第2章 理事・監事

(趣 旨)

第9条 定款第23条第1項、第2項に定める規定はこの細則に準ずるものとする。

(定 数)

第10条

- 1 理事数は15名以上25名以内とする。
- 2 監事数は1名以上2名以内とする。

(理事の選任)

第11条 理事候補者は、評議員の中から選出する。

- 2 理事または評議員、計2名の推薦を受けた者を、理事会で理事候補者として推薦する。
- 3 総会の議を経て理事として選任する。
- 4 任期開始時に満65歳以上の者を候補者とすることはできない。但し、重任の場合には、これを適用しない。
- 5 前項の但し書きの場合、定款第13条第6項の規定により評議員の任期も継続し、理事の任期が終了したとき評議員の任期も終了となる。

(監事の選任)

第12条 監事候補者は、評議員または評議員経験者の中からの中から選出する。年齢は就任時に75歳未満とする。

- 2 理事会で候補者を推薦し、総会の議決を経て監事として選任する。

第3章 理事長・副理事長

(趣旨)

第13条 定款第22条第2,3に定める規定はこの細則に準ずるものとする。

(定数)

第14条 理事長は1名とする。

- 2 副理事長は1名以上2名以内とする。

(理事長・副理事長の選任)

第15条 理事長は理事の互選により選出する。

- 2 副理事長は理事の互選により選出する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の中から理事会の決議によって選定する。

第4章 委員会

(目的)

第16条 理事長の命(諮問)を受け、定款第35条に定める規定に基づき、委員会を置く。

- 2 第20条に定める委員会とは別に、期間を限定した時限委員会を設置することができる。

(委員の任命および任期)

第17条 委員は、会員の中から理事会が選出し、理事長が委嘱した委員によって構成される。

- 2 委員の任期は4年とし、再任は妨げないが、任期開始時に満65歳以上の者を新たに委員として選任することができない。但し、理事・評議員の任期中はこれを適用しない。
- 3 任期の途中で就任した委員の任期は、現委員の任期と同一とする。
- 4 委員には必ず理事を1名以上選出する。

(委員長)

第18条 委員会は委員長1名を置き、委員長は委員会を主宰する。

- 2 委員長は委員の中から選出し、理事会で承認し、理事長が委嘱する。
- 3 委員長の職務を補佐するため、委員の中から理事会の承認を得て、副委員長若干名を置くことができる。

(委員会の開催)

第19条 委員会は委員長が招集し開催する。委員会の開催に関する手続きは事務局が行う。

(委員会業務分掌)

第20条 各委員会は下記の業務を行うものとする。

総務委員会：(定数3～5)

規約検討および管理、人事調整、文書管理、会議の運営管理および議事録管理
財務委員会：(定数3～5)
財務管理、予算・決算書作成および諸報告
編集委員会：(定数12～15)
日本クリニカルパス学会誌の編集および発行
資格認定委員会：(定数7～10)
資格認定制度の管理
広報委員会：(定数7～10)
ホームページ・アンケートなどの広報活動およびメーリング リストの管理
企画・教育委員会：(定数12～15)
クリニカルパス教育セミナー・エキスパートミーティングの企画、教育プログラム・クリニカルパスラダーの作成および管理
学術・出版委員会：(定数7～10)
学術的な研究の推進(研究助成など) および学術書・用語解説集の出版
医療情報委員会：(定数12～15)
BOM・ePath プロジェクトを中心とした、クリニカルパスに関する医療情報とパスシステムの標準化および管理

(委員会アドバイザー)

- 第21条 必要に応じて委員会にアドバイザーを任命し、委員会の運営に関して助言を求めることができる。
- 2 アドバイザーは委員会で推薦し、必要性ならびに任命期間等を理事会で審議して承認を得る。
 - 3 アドバイザーには会議出席の際の旅費等の経費を委員同様に支給する。

第5章 学術集会

(開催の延期・中止)

- 第22条 学術集会長が学術集会の会期を延期する場合には、理事長宛に会期延期届を提出する。
- 2 会期延期について理事会の議を経て承認する。
- 第23条 学術集会長が学術集会を主宰できない場合には、理事長宛に辞任届を提出する。
- 2 理事会の議により後任者を選任する。
 - 3 自然災害など不測の事態の原因により学術集会の開催ができない場合、準備費用については、理事会で検討のうえ、全額またはその一部を学会が負担する。
 - 4 学術集会の決算が支出超過となった場合、超過額については、理事会で検討のうえ、全額またはその一部を学会が負担する。
 - 5 前二項については、過失など原因がある場合には、これを適用しない。

第6章 会員総会（趣旨）

- 第24条 定款第4条(7)の事業として、会員総会を開催する。

(構成)

- 第25条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

(開催)

- 第26条 会員総会は次の各項に従って開催する。

- (1) 会員総会は毎年1回、理事長が招集する。
- (2) 会員総会は学術集会の会期中に開催する。
- (3) 会員総会の議長は理事長がこれにあたる。

(4) 理事長は、次に掲げる事項を定期会員総会に報告しなければならない。

- ①事業報告及び収支決算
- ②事業計画及び収支予算
- ③その他理事会で必要と認めた事項

第7章 細則の変更

(細則の変更)

第27条 この細則の変更・改定は、理事会で承認決定する。

- 附 則 この規則は、2020年1月17日から施行する。
- 2 この規則は、2020年10月19日から一部改定する。
 - 3 この規則は、2021年10月8日から一部改定する。
 - 4 この規則は、2022年4月25日から一部改定する。
 - 5 この規則は、2022年10月12日から一部改定する。
 - 6 この規則は、2023年3月17日から一部改定する。
 - 7 この規則は、2023年9月19日から一部改定する。
 - 8 この規則は、2024年3月8日から一部改定する。
 - 9 この規則は、2024年10月4日から一部改定する。
 - 10 この規則は、2025年4月1日から一部改定する。